平成２２年（フ）第８５０号
大阪府泉大津市旭町22番12号
債務者　水野　里加
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第８５３号
大阪府岸和田市南町16番23号シャトー岸和田105号
債務者　日髙　由美
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第８６３号
大阪府泉大津市清水町12番４―401号
債務者　松原　明子
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第８６４号
大阪府泉大津市清水町12番４―401号
債務者　松原道広こと　鄭　　道広
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第８６５号
大阪府泉大津市清水町12番４―401号
債務者　松原朝子こと　金　　朝子
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第８７２号
大阪府和泉市光明台３丁目７番28―101号
債務者　門原　将司
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第８７３号
大阪府岸和田市土生町317番地の14
債務者　中野美代子
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第８７４号
大阪府岸和田市春木宮本町６番14号
債務者　草野　雅志
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第８７９号
大阪府岸和田市小松里町2232番地ブランシャトー久米田401号、前住所大阪府岸和田市摩湯町596番地の１
債務者　小西　真司
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第８８０号
大阪府貝塚市畠中１丁目15番３号、前住所大阪府泉南郡熊取町つばさが丘西２丁目14番４号
債務者　中村　和美
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第８８１号
大阪府貝塚市畠中１丁目15番３号、前住所大阪府泉南郡熊取町つばさが丘西２丁目14番４号
債務者　中村　俊之
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第８８７号
大阪府和泉市上町690―１―201、住民票上の住所大阪府和泉市上町742番地の５―407
債務者　南口　直美
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第８８８号
大阪府和泉市池上町379番地の８池上荘４号
債務者　丹波　孝一
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３６９号
香川県高松市十川西町629番地３
債務者　新名　正也
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第３９４号
香川県高松市寺井町247番地市営住宅寺井町団地３棟15号
債務者　末澤　一男
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第４０７号
香川県高松市藤塚町２丁目10番30―202号
債務者　松下　朝子
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第５０１号
長崎県長崎市平和町４番10号　イセキビル402、旧住所長崎県長崎市岡町９番18号
債務者　吉村　貴大
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
長崎地方裁判所民事部破産係